【指定相談の流れ】

＜４月１日付で指定する場合のスケジュールの目安＞

月	実施事項
１１月	**①指定協議説明会の申し込み（フォーム）** ・説明会は通年開催です。 ・通知文を確認し、動画 URL をご確認ください。 **②基準説明動画の視聴（指定申請に係る諸手続きについて説明）** ・制度概要、基準及び事業計画書に記載する事項等についてご理解いただきます。
１２月 ～１月	**③理解度確認テスト及び事業計画書一式の提出（フォーム）※指定月の４月前の月末〆** ・４月１日指定を受ける場合は１２月末までにご提出いただく必要があります。 ・事業計画書は、誰が読んでも理解できるよう具体的に記載願います。 ・詳しい書き方は説明会動画及び「事業計画書に記載すべき事項」をご確認ください。 **④来訪相談の日程調整（電話）　※来訪日程調整開始日：相談開始希望月の第３営業日** ・来訪相談の開始希望月の第３営業日以降に、事業者から財団へ架電し日程調整を行ってください。 財団電話番号：03-6302-0313 **⑤事業計画書の来訪相談（日程調整後来訪）** ・ご提出いただいた事業計画書等の内容について、ヒアリングと今後の指定相談の進め方等についての説明を行います。 ・適正な運営が見込めるものであるか、確認させていただきます。 ・修正等を要する箇所にコメントを付して説明し、メールで返信します。 **⑥事業計画書の受領（メール）※指定月の３月前の月末〆** ・適正な運営が見込めると判断された場合、事業計画書を受領します。 ・指定月の３月前の月末が事業計画書の提出期限となります。 **⑦来訪による指定相談（事業計画書）※必要な場合のみ** ・来訪相談及び事業計画書の内容のヒアリングの結果、障害福祉サービスの基準や趣旨を理解されていない場合は、追加で来訪による指定相談を継続する場合があります。
２月	**⑧指定申請書の提出（郵送）** ・来訪予定日の３営業日前までにご提出ください。 ・書き方やつづり方は説明会動画及び「指定申請等の手引き」をご確認ください。 **⑨指定申請書の来訪相談（日程調整後来訪）** ・ご来訪いただき、指定申請書類について確認及びご修正いただきたい内容を説明し、付箋やコメントを付した指定申請書をお返しします。 **⑩指定申請書の受領（郵送）※指定月の２月前の月末〆** ・指定申請書類に不備がないことが確認できたら、指定申請書を受領します。 ・指定月の前々月末が指定申請書類の提出期限となります。
３月	**⑪現地確認** ・設備基準や運営基準を満たしているか、現地で確認します。 ・現地確認当日までに、備品の搬入や内装工事等を終えて事業所（施設）として使える状態にしておいてください。

事業者指定（４月１日付け）